

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字古川端八百八十番一、九百四十二番一、九百四十五番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十一・九三立方メートル